

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会 東北・北海道支部会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は、定款施行細則第3条第1項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部（以下「本支部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、総務担当幹事の勤務先又は診療所に置く。

2 事務局は、本支部の事務を処理する。

(目的)

第3条 本支部は、口腔インプラントに関する研究発表、知識の普及、情報の提供等の事業を行うことにより、口腔インプラントの進歩・普及を図り、もってわが国における学術の発展と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、定款第5条及び定款施行細則第2章に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第2章 会員及び代議員

(支部会員)

第5条 本支部は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に勤務又は居住する公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の会員をもって組織する。

2 支部会員の勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するものとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

(支部代議員)

第6条 本支部に所属する代議員（以下「支部代議員」という。）は、支部役員と共に支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

(支部代議員の選出)

第7条 支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

## 第3章 役 員

(支部役員)

第8条 本支部に、次の役員を置く。

支部長 1名

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 副支部長    | 3名以内                   |
| 支部選出理事  | 2名（本会役員候補者選出規程に基づく配分数） |
| 総務担当幹事  | 1名                     |
| 会計担当幹事  | 1名                     |
| 道県代表代議員 | 北海道2名、その他の各県1名         |
| 支部監事    | 2名                     |

- 2 支部選出理事は、支部長又は副支部長又は幹事を兼任できる。
- 3 道県代表代議員は、支部長又は副支部長又は幹事を兼任できる。

（支部役員の選任）

第9条 支部選出理事候補者及び支部長の選任は、本会役員候補者選出規程及び本支部役員候補者選出規程による。

- 2 支部長は、支部選出理事候補者の中から選任する。
- 3 副支部長は、支部代議員の中から支部長が選任する。
- 4 総務担当幹事及び会計担当幹事は、支部代議員の中から支部長が選任する。
- 5 道県代表代議員は、本支部を構成する各都道府県の代議員の中から支部長が選任する。
- 6 支部監事は、本支部に所属する正会員又は名誉会員の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選任する。

（支部役員の職務）

第10条 支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。

- 2 副支部長、総務担当幹事、会計担当幹事及び道県代表代議員は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。
- 3 支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う。

（支部役員の任期）

第11条 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 支部選出理事以外の役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 支部長に支障のあるときは、あらかじめ支部長が指名した順位で副支部長が代行する。

## 第4章 支部会議

（会議）

第12条 本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会及び支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第13条 支部代議員会は、本支部に所属する代議員をもって組織する。

- 2 支部代議員会は、毎年1回以上これを開くものとする。
- 3 支部代議員会は、支部長が招集する。
- 4 支部代議員の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。
- 5 支部代議員会の議長及び副議長は、出席した代議員の中から選出する。
- 6 支部代議員会は、定款施行細則第9条第1項の各号について審議する。
- 7 支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状による出席を認める。
- 8 支部監事は議決権を有しない。
- 9 支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出席代議員の中から2名の議事録署名人を選任しなければならない。

(支部役員会)

第14条 支部役員会は、支部役員及び支部学術大会大会長をもって組織する。

- 2 支部役員会は、毎年1回以上これを開くものとする。
- 3 支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。
- 4 支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。
- 5 支部長は、支部役員会の議を経て、役員以外の者を出席させることができる。

(支部会務報告会)

第15条 支部会務報告会は、本支部に所属する正会員、名誉会員、準会員をもって組織する。

- 2 支部会務報告会は、毎年1回以上これを開くものとし、支部長が招集する。
- 3 支部会務報告会の進行は、総務担当幹事が行うものとする。
- 4 支部長は、支部会務報告会において、本支部の会務の運営及び執行について報告する。

## 第5章 事業

(事業)

第16条 本支部は、支部学術大会を毎年1回開催する。

- 2 支部学術大会大会長（以下「大会長」という。）は、支部代議員会において支部代議員の中から選任する。
- 3 大会長の任期は、前年度の学術大会終了の翌日から担当年度の学術大会終了の日までとする。
- 4 大会長は、当該学術大会を実行委員会とともに企画し、主宰する。
- 5 支部学術大会において学術研究の成果を発表することができる者は、本会の会員に限る。

(委員会)

第17条 本支部は、支部の事業運営のため、支部役員会の議を経て委員会を置くことができる。

2 支部長は、支部代議員又は正会員の中から委員長及び副委員長及び委員を指名し、業務を委任する。また、必要に応じて審議事項を諮問することができる。

3 当該委員会の委員長は、委任された業務の終了後、支部長に報告するものとする。また、諮問事項については、審議の結果を支部長に答申するものとする。

(表彰)

第18条 本支部は、支部代議員会の議を経て、各種表彰を行うことができる。

(その他の事業)

第19条 その他、本支部は、支部代議員会で必要と認めた事業を行うことができる。

(事業年度)

第20条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会 計

(支部会計)

第21条 本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。

2 本支部の会計は、本会の支部会計規程により処理し、本会の会計と連結する。

3 本支部の事業計画及び会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の承認を得て確定する。

(会計年度)

第22条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補 則

(支部顧問)

第23条 本支部は、支部代議員会の議を経て、支部顧問を置くことができる。

2 支部顧問は、支部長経験者又は本会名誉会員とし、支部代議員会に出席し発言することができる。ただし、議決権は有しない。

(改正)

第24条 この会則を改正する場合には、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(その他)

第25条 この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成22年11月11日）から施行する。
- 2 本会則は、平成26年3月15日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 3 本会則は、令和7年5月31日に一部改正し、同日から施行する。